（移行期間中におけるその他の経過措置）

第五条　居住用不動産向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合における第百九十四条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「長期平均デフォルト時損失率」とあるのは、「長期平均デフォルト時損失率のいずれか高い値」とする。

2　次の表の上覧に掲げる期間における第百九十一条第四項、第百九十二条第二項、第百九十六条及び第二百五条の規定の適用については、これらの規定中「五年以上の観測期間」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成二十三年四月一日以後一年間	二年以上の観測期間
平成二十四年四月一日以後一年間	三年以上の観測期間
平成二十五年四月一日以後一年間	四年以上の観測期間

3　適用日以後三年間において内部格付手法を用いようとする金融商品取引業者の親会社が、附則第二条本文の規定により平成二十三年四月一日前に内部格付手法の使用について承認を申請する場合における第百十九条の規定の適用については、同条第一号及び第二号中「当該承認に先立って三年以上にわたり」とあるのは「承認の申請をする日に」とする。

4　適用日以後三年間において内部格付手法を用いようとする最終指定親会社が、適用日以後に内部格付手法の使用について承認を申請する場合における第百十九条の規定の適用については、同条第一号及び第二号中「当該承認に先立って三年以上にわたり」とあるのは「平成二十三年四月一日以後」とする。

（株式等エクスポージャーに関する経過措置）

第六条　内部格付手法採用最終指定親会社は、第百四十三条及び第百四十四条の規定にかかわらず、当該最終指定親会社が平成十六年六月二十八日から九月三十日までの間の選択する日（以下「基準日」という。）において保有する株式等エクスポージャー（基準日に取得した株式等エクスポージャーを含む。）のうち、基準日において次の各号のいずれかに該当するものについては、当該株式等エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成二十六年六月三十日までの間は、当該株式等エクスポージャーの額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。

一　第一条第九号イ(1)から(3)までに掲げる性質を満たす株式等エクスポージャーである場合（第八条第一項に該当する場合を除く。）

二　信託受益権又は投資のために設立された法人その他これに類するものに対する持分であって、当該信託に属するすべての財産又は当該法人その他これに類するものの保有するすべての資産が前号の性質を満たすものであり、かつ、当該最終指定親会社が当該資産のうち継続して保有されるものの銘柄及び額を特定することができる場合（当該保有資産が、定款又は契約であらかじめ定められた主要な株価指数（市場において一般的に用いられている上場株式の株価に関する指数をいう。）に沿って運用される場合には、特定することができるものとして扱うことができる。）

2　前項の株式等エクスポージャーは、当該株式等エクスポージャーの発行体による合併その他の組織変更又は株式の分割に起因する保有株式の数の増加が生じる場合であって、当該保有株式の数の増加が当該内部格付手法採用最終指定親会社による投資額の増加によるものでないときは、当該株式等エクスポージャーを継続して保有しているものとみなす。

3　第一項の株式等エクスポージャーの保有の判定については、基準日の翌日以後に株式等エクスポージャーと同一の銘柄の株式等エクスポージャーを取得した後に当該株式等エクスポージャーを売却したときは、基準日の翌日以後に取得した株式等エクスポージャーを先に売却したものとして取り扱うことができる。

4　内部格付手法採用最終指定親会社は、第一項各号のいずれかに該当し、かつ、同項の規定又は標準的手法により百パーセントのリスク・ウェイトが適用されていた株式等エクスポージャーについて、当該内部格付手法採用最終指定親会社とその子法人等との間又はその子法人等の間で保有主体が変更された場合には、連結自己資本規制比率の操作を目的とするものではないときに限り、当該株式等エクスポージャーの額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。

（標準的手法における法人等向けエクスポージャーの特例に係る適用日前の届出）

第七条　標準的手法採用最終指定親会社になろうとする金融商品取引業者の親会社は、適用日前においても、第三十四条第二項の規定の例により、同条第一項の規定を利用する旨の届出をすることができる。

（抵当権付住宅ローンに関する経過措置）

第八条　標準的手法採用最終指定親会社が、平成十九年三月三十一日において保有する住宅ローンに対する第三十六条の規定の適用については、同条第二号中「抵当権により完全に保全されていること」とあるのは、「住宅ローンの実行時において抵当権により完全に保全されていること」とすることができる。

（公布前において自己資本に算入されている資本調達手段の経過措置）

第九条　この告示の公布の日前において府令第百七十六条第二項に規定する長期劣後債務又は同条第三項に規定する短期劣後債務に該当する自己資本については、平成二十四年十二月三十一日までの間においては、それぞれ、第六条に規定する補完的項目又は第七条に規定する準補完的項目とみなす。

（米国式連結財務諸表による連結財務諸表を作成している最終指定親会社への経過措置）

第十条　第三条第二項の規定にかかわらず、最終指定親会社（国内に本店その他の主たる営業所又は事務所を有する最終指定親会社にあっては、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十三号）附則第二条第三項の規定に基づき連結財務諸表を作成している最終指定親会社に限る。）が米国式連結財務諸表の作成を行っている場合には、平成二十八年三月三十一日までに終了する連結会計年度が終了するまでの間、当該連結財務諸表に基づき連結自己資本規制比率を算出することができる。この場合において、次の表の上欄に掲げるこの告示の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条第六号	個別貸倒引当金、部分直接償却額及び特定海外債権引当勘定
第三条第一項	連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。
第五条第一項	株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）、その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金の負の値であるその他有価証券評価差額金をいう。）繰延ヘッジ損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益又は評価差額に繰り延べる方法をいう。）を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券	株主資本（非累積的永久優先株及び自己の信用状態の反映により増減した金融負債の累積額を含み、社外流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。）、自己の信用状態の反映により増減した金融負債の累積額、次条第一項第四号及び第六号に掲げるもの以外の資本調達手段のうち金融商品取引業者の親会社が連結自己資本規制比率の算出に当たり控除しないものとする。）